

目黒区地域保健協議会条例

(昭和五十年三月目黒区条例第二十四号)

(設置および名称)

第一条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第十一条の規定に基づき、地域保健および保健所の運営に関する事項を審議させるため、区長の附属機関として、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の名称は、目黒区地域保健協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第二条 協議会は、学識経験者・関係機関または関係団体の代表者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が任命し、または委嘱する委員三十人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第四条 協議会に会長および副会長各一人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、会長が招集する。

(定足数および表決数)

第六条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(専門委員会および臨時委員)

第七条 協議会は、専門的事項を審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員(次項の臨時委員を置いた場合においては、当該臨時委員以外の委員)は、第二条に定める委員のうちから会長が指名する。

3 区長は、必要があると認めるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、区長が委嘱し、当該専門委員会が審議を終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第八条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見を聴き、説明を求め、または資料の提出を求めることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。